盛岡市(以下「市」という。)は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第8条第1項の規定に基づき、盛岡南公園野球場(仮称)整備事業(以下「本事業」という。)を実施する民間事業者を選定したので、同法第11条の規定により、客観的な評価の結果を公表する。

令和元年 12 月 10 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1. 事業概要

1. 事業名称

盛岡南公園野球場 (仮称) 整備事業

2. 公共施設等の管理者

盛岡市長 谷 藤 裕 明

3. 施設概要及び業務内容

本事業が対象とする施設の概要及び業務内容は以下のとおりとする。

(1) 対象施設

本事業の対象施設は,盛岡南公園のうち未開設区域に整備を予定している以下の施設(以下「本施設」という。)とする。

- ア 盛岡南公園野球場(仮称)
- イ 屋内練習場
- ウ 外構(駐車機能及び公園機能並びに市道未開設道路(平屋敷3号線)を含む)

(2) 本事業の業務内容

ア 義務的事業

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)(以下「PFI法」という。)第2条第5項に定められる選定事業者が本事業を実施することのみを目的に設立する特別目的会社(以下「SPC」という。)は、以下の業務を実施するものとする。

(7) 施設整備業務

- ・ 本施設の設計業務
- 本施設の建設業務
- 本施設の工事監理業務

(イ) 運営等業務

本施設の運営業務

本施設の維持管理業務

(ウ) SPCの運営管理業務

- プロジェクトマネジメント業務
- 経営管理業務

イ 自主事業

県民・市民の利便性の向上、施設の有効活用等を図る観点から、SPCは、事業の趣旨を損ねない範囲において本施設においてイベント、スポーツ教室等、SPC自らの提案による自主事業を実施することができる。

4. 事業手法等

(1) 事業方式

本事業の事業方式は、本施設の設計業務、建設業務及び工事監理業務(以下「施設整備業務」という。)を実施し、竣工後、市に対し本施設の所有権を移転した上で、本施設の運営業務及び維持管理業務(以下「運営等業務」という。)を行うBTO(Build-Transfer-Operate)方式とする。

なお、SPCは、運営等業務については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に基づく指定管理者として実施するものとする。

(2) 市と県の連携手法

本事業は、市及び岩手県(以下「県」という。)が共同で実施するが、市及び県は、各々の役割分担を明らかにした連携協約(地方自治法第252条の2第1項)及び事務委託(同法第252条の14~16)(以下「連携協約等」という。)の手続きを行い、市が主体となり県と連携し実施する。県は、連携協約等に基づき事業費の一部を分担金として市に支払う。なお、連携協約の手続きについては、平成30年12月の盛岡市議会及び岩手県議会のそれぞれにおいて上程し、可決され、平成31年1月11日付けで市及び県のそれぞれが告示している。

SPCは、事業契約に基づき、市に対し、本施設を整備し引き渡すことに加え、運営等業務のサービスを提供する。市は、その対価として、自身の財源及び県からの分担金を原資に、SPCに対してサービス対価を支払う。なお、施設の所有権は負担割合に応じて市及び県の共有とする。

5. 事業スケジュール

本事業の事業スケジュールは、以下のとおりを予定している。

区分	期間
施設整備業務の期間	事業契約締結日(※)から 2023(令和5)年3月31日まで
供用開始日	2023 (令和5) 年4月1日
運営等業務の期間	2023 (令和5) 年4月1日から 2038 (令和20) 年3月31日まで

※2020 (令和2) 年3月を予定

第2. 選定方法等

1. 民間事業者の募集及び選定方法

民間事業者の募集及び選定は、公募型プロポーザル方式により実施した。

2. 審査委員会

事業者の選定にあたっては、学識経験者等で構成する「盛岡南公園野球場(仮称)等整備等 P F I 事業審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置した。審査委員会においては、価格のみならず、事業計画、施設計画、運営計画、維持管理計画等について総合的に評価を行い、市は、審査委員会の評価を受け、優先交渉権者及び次点の選定を行った。

3. 事業者選定までの経緯

日 程	内 容	
2019 (平成 31) 年 1 月 23 日	実施方針及び要求水準書(案)の公表	
4月15日	特定事業の選定	
4月22日	募集要項等の公表	
2019 (令和1) 年6月10日から	参加表明書及び参加資格確認申請書提出期間	
6月14日まで		
7月 8日	参加資格審査結果の通知	
9月30日から	提案書の受付期間	
10月4日まで		
12月3日	優先交渉権者選定の公表	

第3. 選定結果等

1. 選定結果

市は、審査委員会において最優秀提案とした以下のグループを、優先交渉権者として選定した。

応募者の構成	名 称
グループ名	清水建設グループ
代表企業	清水建設株式会社東北支店
構成員	株式会社久慈設計
	菱和建設株式会社
	株式会社フクシ・エンタープライズ
	日本体育施設株式会社
	第一商事株式会社
協力企業	株式会社環境デザイン研究所

2. 財政負担額の削減効果

優先交渉権者の提案価格に基づき、本事業をPFI事業(BTO方式)で実施する場合の現在価値換算後の市及び県の財政負担額は、従来方式により実施する場合と比べて、約12.1%削減される結果となった。

項目	値
(1) 従来方式により実施する場合の市及び県の財政負担額	9, 139, 755 千円
(現在価値換算後)	
(2) PFI事業 (BTO方式) により実施する場合の市及び	8,036,336 千円
県の財政負担額(現在価値換算後)	
(3) 財政負担の縮減額 ((1)-(2))	1,103,419 千円
(4) V F M	約 12.1%

[※] 現在価値換算後の財政負担額とは、事業期間にわたる財政負担額の総額を、特定 事業の選定時に使用した割引率で現在価値に割り引いて算出した、公共の正味の財 政負担額のこと。